

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5713 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月18日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 異動届出書等の提出先のワンストップ化

Q：平成29年の税制改正で異動届出書等のワンストップ化があったとか。どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年の税制改正で異動届出書等のワンストップ化がありました。

異動届出書等は、これまで異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出しなければなりませんでした。納税者の皆様の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、平成29年の税制改正で改正され、平成29年4月1日以後の納税地の異動等により次の対象届出書を提出する場合は、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。

- ① 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書
- ② 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書
- ③ 個人事業の開業・廃業等届出書
- ④ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
- ⑤ 異動届出書
- ⑥ 消費税異動届出書
- ⑦ 一般送配電事業の開廃等の届出書

